

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 27 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 27 年 12 月 2 日

午前 9 時 30 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 98 号 平成 27 年度有田川町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 6 議案第 99 号 平成 27 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 100 号 平成 27 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 101 号 平成 27 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 102 号 有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 103 号 有田川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 104 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 105 号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 106 号 有田川町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 107 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 108 号 有田川町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 16 議案第 109 号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 110 号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 111 号 有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 112 号 有田川町生産物販売施設「しらまの里」の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 113 号 有田川町健康管理センター、有田川町林業交流活性化センター、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体

- 験実習館、有田川町ふるさとふれあいの丘、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第114号 有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第115号 平成26年度有田川町営二川小水力発電所建設工事の請負変更契約について
- 日程第23 議案第116号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第24 議案第67号 平成26年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第68号 平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第69号 平成26年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第70号 平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第71号 平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第72号 平成26年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第73号 平成26年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第74号 平成26年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第75号 平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第76号 平成26年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第77号 平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第78号 平成26年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第79号 平成26年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第80号 平成26年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第81号 平成26年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出

決算の認定について

日程第39 議案第82号 平成26年度有田川町安謐山林財産区管理会特別会計歳入歳出

決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番	辻 岡 俊 明	15番	橋 爪 弘 典
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	辻 勇
総務政策部長	林 孝 茂	消 防 長	上 嶋 敏 之
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	中 裕 準	企画財政課長	一ツ田 友 也
教育委員長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 西 満 雄	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達していますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成27年第4回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（中山 進）

会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（中山 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、辻岡俊明君、15番、橋爪弘典君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（中山 進）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、11月25日に開催されました委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員長（森谷信哉）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る11月25日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から12月18日までの17日間と決定させていただきました。一般質問は12月10日、11日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第5から日程第23までの、議案19件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、議案第67号から第82号までの決算認定16件の採決につきまして、本日お願いいたしたいと思っております。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中山 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月18日までの17日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（中山 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、議案19件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12人であります。

次に、本定例会までに受理いたしました請願について、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出に関する請願及び、介護報酬の緊急再改定を求める請願書は総務文教福祉常任委員会に、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願及び、後期高齢者医療制度の保険料に関する請願は、産業建設住民常任委員会に、それぞれお手元に配付の文書表のとおり付託することに決定しましたので、御了承願います。

次に、監査委員より平成27年8月、9月、10月分の例月現金出納検査の結果を受けていますので、それぞれ、お手元に配付のとおり報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（中山 進）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に総務文教福祉常任委員会、産業建設住民常任委員会及び議会広報編集特別委員会による視察研修が実施されております。委員長から報告をお願いいたします。

先に、総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、総務文教福祉常任委員会の行政視察の報告を行います。

11月17日から18日にかけて、総務文教福祉常任委員会の視察研修を実施しました。今回の研修は、主に廃校施設の活用と自主防災組織の取り組み等を調査するため、福井県大野市と石川県かほく市を訪れました。福井県大野市は、福井県の東部の山間地域に位置し、人口は約3万5,000人、面積は約872平方キロメートル、平成17年には1村を合併して現在の広さになっています。

市内には、小学校10校、中学校5校あり、廃校になった学校は小学校3校で、それぞれ有効活用されております。そのうちの1つ、旧森目小学校跡地を現地視察しましたが、同小学校は児童数が減少したため、地域住民と協議の上、平成22年に閉校になりました。その跡地の利用について事業者を公募することになり、9人の委員で構成する跡地活用委員会を選定した結果、福井市に本拠地がある医療法人に売却する

ことに決定しました。

医療法人は、その施設を職員数12名で、35人定員のデイサービスの事業所を運営しており、教室などはレクリエーション室などに有効活用され、グラウンドなども利用して、地域との交流も積極的に展開しています。地域と一体となった跡地利用が重要であると感じました。

当町においても、山間部では過疎化が進み、児童、生徒が減少してきており、休校や廃校になる小学校も出てきております。そういった廃校舎の活用について、今回の視察でお聞きしたことを参考に、今後地域と行政が一体となって、民間業者も活用して、過疎地域の活性化に、積極的に取り組むべきだと考えました。

石川県かほく市は、石川県のほぼ中央に位置し、人口約3万5,000人、面積は約64平方キロメートルで、平成16年3月に3町が合併し、新たに誕生した市です。

同市の自主防災組織は、平成19年に発生した新潟県中越沖地震や、能登半島地震を教訓として組織され、現在は55自治会のうち45が組織され、世帯カバー率は約90%です。また同時に、自主防災組織のリーダーとして、防災士の育成にも力を入れており、今年度中に308名まで育成し、そのうち女性は約18%あり、女性の比率が全国平均と比べて高くなっています。同市の組織は、消防団員や建設業などのインフラ整備に従事する人を除いており、実際に活動できる人で構成しております。

自主防災組織に対する支援については、設立時に防災資機材等の配付や、訓練にかかる費用を助成したり、AEDの購入費の3分の1などを補助しています。また、防災士に対する育成策として、意識向上のため帽子・ベストを配付したり、研修費用を全額、市で負担しています。各組織の防災訓練も盛んに実施されており、各地区で実施する訓練を、町の広報で住民に知らせて、地区間の連携も強化しています。

本町においては、今後災害時に活動できる各地区ごとの防災士の育成と、自主防災組織の取り組みについては、地域ぐるみでの日常の訓練が重要であると考えます。

以上、総務文教福祉常任委員会の視察報告とさせていただきます。

○議長（中山 進）

次に、産業建設住民常任委員会委員長から報告をお願いいたします。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

続きまして、産業建設住民常任委員会の行政視察の報告を行います。

去る9月30日、10月1日、広島県三次市と島根県雲南市で、産業建設住民常任委員会の視察研修を実施しました。

両市とも平成の大合併で市になりましたが、中山間地が多く、本町と同じ課題を抱えており、克服に成果を上げています。赤字を出さない第三セクターの運営と、移住施策について説明を受けました。

三次市君田町の第三セクター、株式会社君田21は、平成9年に旧君田村が開業し

た道の駅フォレスト君田を中心に、温泉、特産品販売所、美術館、パン販売所、喫茶店などを営業しています。設立以来8期連続5%の配当を出す、優良第三セクターで、平成16年に、立ち上がる農林漁村に選定されました。しかし、近年、最盛期ほどの来客がない中で、赤字を出さずに奮闘しています。

現在、温泉の来場者は年間1万3,000人程度でリピーターや県外の人も多いそうです。年商は約3億9,000万円で、従業員は64名、3分の1は40歳未満の若者です。

温泉や施設のおかげで、農家に活気が生まれ、UIターンや周辺から新しい人が入ってきました。また、イベントや特産品販売で来場者との交流が盛んになり、地域の活性化に大きく貢献しています。従業員の接客姿勢のすばらしさと、役員は無報酬で郷土のために奮闘している姿に感銘を受けました。

次に、雲南市吉田町にある第三セクター、株式会社吉田ふるさと村は、昭和60年に村消滅の危機感の中、設立されました。資本金6,000万円、市が25%出資しています。設立当時から、行政は赤字の補填はしないことになっています。現在の年商は約4億円で、従業員数は66名です。

業務内容は、特産品の開発及び製造、販売で、卵かけしょうゆ、おたまはんは有名です。そのほかにも市民バスの運転業務、簡易水道施設の管理、管工事業及び水道施工事業、宿泊温泉施設の経営、野菜等の栽培、旅行商品の企画、販売、飲食店の経営、道の駅の管理をしています。多種多様な事業を展開し、地域密着型第三セクターとして地域貢献と利益確保を追求し実践しています。従業員は、郷土に愛着を持ち、仕事に誇りを持って働いているそうです。

空き家の活用については本町にとっても切実な課題で、人口の増加はもちろん、地域活力の増進、活性化につながります。また、空き家を放置しておくことは、防災や防犯の観点からも好ましくありません。空き家活用についての雲南市の取り組みは、定住推進員3名、行政の専属スタッフと地域に詳しい定住協力員の連携で、過去10年間で275世帯、705人の定住をなし遂げています。

移住に関しては空き家バンクをつくり、さまざまな補助金やイベントを用意し熱心に情報発信することで結果を出しています。地域を含めた受け入れ体制が重要です。

2市の視察を終え、経営者や従業員の地元愛の大切さを痛感しました。地方創生の総合戦略も策定されますが、やり方次第、行政と住民の意識で結果は大きく変わると感じました。

以上、産業建設住民常任委員会の視察報告とさせていただきます。

この文面の報告でございますが、委員長として感銘を受けたのが、従業員一同が、また一致団結して何とか黒字を出す、何とか赤字に追い込まれないようにするという頑張りが見えて我々の胸の中に入ってきました。当町の我々の指定管理者に対してでも、やはりその意欲をこの議会で望みたいと思います。

報告を終わります。

○議長（中山 進）

次に、議会広報編集特別委員会委員長から報告をお願いいたします。

議会広報編集特別委員会委員長、増谷憲君。

○議会広報編集特別委員長（増谷 憲）

議会広報編集特別委員会を代表して、研修報告を行います。

去る10月20日から21日にかけて、東京のシェーンバッハ・サボーで町村議会広報研修会に委員5人が参加しました。

ことは、全国の214町村議会から約1,000人が参加。和歌山県下では5町村議会が参加していました。

今日、議会が住民にとって開かれた議会にするために全国でさまざまな議会改革が行われています。その中の一環として議会広報は議会の様子を伝える上で大変重要な役割を果たしています。

しかし、議会広報はとかく難しい言葉や表現、紙面は文字だらけ、企画が少ないというレイアウトになりがちです。そのために住民に読まれているのかどうか、常にそこへ立ち返って紙面をつくっていかねばなりません。

今回の町村議会広報研修会は、思わず手にとる、読みたくなる議会だよりを目指して、伝える広報から伝わる広報へという時期にかなったテーマで行われました。

まず広報コンサルタントの小田順子氏は、議会広報の文章が伝わる文章になっているかというテーマで講演しました。小田氏は、行政職員として15年勤務してきた経験も踏まえ、文章のわかりやすさをしつこく研究してきたといいます。

なぜわかりにくい文章になっているかという問題について、例題を出して、例えば、長い文章の場合、丸が1つしかないのはだめですと指摘します。そして1つの文章で多くの内容を伝えない、つなぎ合わせをしないといいます。

見やすい文章をつくる上で必要なことは、1、読んでもらえる。2、理解しやすい。3、好感を持たれることが大切だといいます。

そしてそこから3つのポイントを指摘します。1つは、1ページには少なくとも図表やイラストは1つ入れる。2、紙面が暗くなり、読みにくくなるので漢字は少なくする。3、改行や空白部分を入れるという点です。

そして1つの文章は約30字にして短く書くことだそうです。長くても65字以内といいます。人は情報を保持できる時間は3秒だといいます。そして1秒間に読むことができる字数は10から13字だからだそうです。

そして文章を短くするポイントとして4つを挙げています。1、なくても意味が通じる言葉は削る。2、重複した表現はしない。3、過剰な敬語表現は避ける。4、長い文章は2つに分けることです。

次に、思わず手にとる、読みたくなる議会だよりを目指してと題して講演された、

月刊地域づくり副編集長の畠田千鶴さんは、自身、議員秘書の経験がありながら議会広報を読まなかった。表紙を見るだけで自分には関係のないものと思っていたと率直な感想が出されました。メッセージが伝わらなかった。自分が見たい情報がないという印象だったといいます。ここから読まれていないことを議員さんは知っているのでしょうかと問題提起をします。

読まなかった理由として、どこの議会広報も同じような表紙になっているといいます。政治への関心がないこと。内容が難しい、自分に関係がない。余り存在感がない読み物という印象だったといいます。

しかし、全国の議会広報の中には、興味深く、伝え方次第で読む気が起きたといいます。つまり編集の力で改善できるということです。

どうすれば手にとってもらえるか。そのためには1、デザインに工夫が要るといいます。写真やキャッチコピーで表紙を魅力あるものにすること。2、特集記事を入れること。3、地域の課題を解決する方向を示すこと。4、住民とのコミュニケーション、特に若い方との対話の場をもつこと。5、紙面の後半に議会報告をもってくることだといいます。

問題は、長年続けてきたパターンを続けていること。それを変えるためには1、地域の課題解決につなげるために地域の問題点や議会の取り組みを知らせること。2、住民も編集に参加してはどうかというものです。常に、議会だよりの紙面の見直しが必要だといいます。議場に訪ねたくなる議会だよりを目指してほしいといいます。

2日目の議会広報クリニックは、今までと違い、全国の議会広報の中から表彰された議会広報、大山町議会と川西町議会の2誌を選んで、優良議会広報から学ぶことと題して議会広報サポーターの芳野政明さんが講演しました。

学ぶ点を5つ指摘しています。1つ目は、編集体制です。1、即報性から1カ月以内に発行できているか。2、条例に基づいて広報委員会を設置しているか。常任委員会として設置すべきであるといいます。3、住民参加のモニター、アドバイザーを置いているか。4、どの議員が編集員になっても引き続き発行できるように、編集方針のマニュアルがあるかどうかです。

2つ目は、企画、構成についてです。特に情報が住民ニーズと合致しているか、常に意識していくこと。常任会の機能、閉会中の活動がわかりやすくなっているか。議案への質疑、討論を掲載するのはもちろん、どの議員が行ったかの議員名を掲載すること。議案に賛成、反対の議員数を載せる。政務活動費、議長交際費、議員の出欠状況、住民参画の記事、議会でも取り上げた課題の追跡記事が必要だといいます。

3つ目に、編集、デザインについてです。まず読者の目を引く表紙のデザインが大事だといいます。読者を引きつける目次にする。トップ記事がインパクトの編集になっているか。写真、イラスト、図表など入れているか。余白があるか。見開きページをうまく活用されているかです。

4つ目に、言語、文章についてです。中学生でもわかる文章、老人が読んでも読み疲れない文章になっているかです。専門用語は使わない。少ない時間で読んでもらえるよう文字を少なくすること。

5つ目に表紙・写真についてです。表現豊かでインパクトのある写真となっているか。写真と目次のバランスが大事だといいます。

以上、2日間の研修からまとめると、1、読んでみたくなる紙面づくり。2、住民目線で読みやすいものにする。3、議会だよりにはしかない情報を掲載する。4、活動報告でなく、情報誌にするという点です。

当議会の広報誌と比べると課題は多くありますが、当面、さらに読みやすい紙面づくりや企画記事、議会で取り上げた問題がその後どうなったかの追跡記事が必要だと痛感しました。そして記者ハンドブックの活用、写真アドバイザー、モニターの設置をすれば、よりインパクトのある紙面になると感じました。

以上、議会広報編集特別委員会の研修報告を終わります。

○議長（中山 進）

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。日程第5から日程第23までの議案19件を一括議題としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第23までの議案19件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について、御説明申し上げます。

議案第98号は、平成27年度有田川町一般会計補正予算第4号であります。

今回の補正の各款別の主なものは、2款総務費の企画費では、ふるさと応援寄附金に対するお礼として1,000万円を、過疎対策費では、地方創生お見合い大作戦委託料として650万円を、3款民生費の老人福祉費では、介護保険事業特別会計への繰出金として375万円を、児童福祉費の児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金に1,281万8,000円を、6款農林水産業費の地籍調査費では、補助事業の交付決定額の減により事業費を3,452万2,000円減額、8款土木費の公

共下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰入金として125万3,000円を、10款教育費の小学校費の学校管理費では、体育館の非構造部材耐震化事業に5,800万円を、同じく中学校費の学校管理費でも、体育館の非構造部材耐震化事業に5,300万円を、13款諸支出金の基金費では、ふるさと応援基金積立金に2,000万円をそれぞれ補正し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正総額は1億5,110万1,000円の追加となり、補正後の予算総額は168億9,855万円と相りました。

この補正の財源といたしまして、町税を徴収実績により増額するとともに、地方交付税、国庫支出金、寄附金、繰越金、町債などを充てることにいたしております。また、財政調整基金からの基金繰入金などを減額することにより調整しております。

議案第99号は、平成27年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、2款保険給付費の介護サービス等諸費では、地域密着型介護サービス給付費負担金に3,000万円を、5款諸支出金に介護給付費財政調整交付金返納金として26万円を補正した結果、今回の補正額は、3,026万円の追加となり、補正後の予算総額は、30億9,656万8,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を充てることにいたしております。

議案第100号は、平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、1款総務費の施設管理費に排水管移設工事費等として292万8,000円を追加し、補正後の予算総額は、840万円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、基金繰入金を充てることにしております。

議案第101号は、平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、2款施設費の公共下水道施設整備事業費に1億1,125万3,000円を追加し、補正後の予算額は25億1,121万6,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、国庫支出金、一般会計繰入金、町債を充てることにしております。

議案第102号は、有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、国、県や市町村等 有田川町以外の機関との情報連携は、同法に定められた事務において情報提供ネットワークシステムという仕組みを介して行うことができます。

しかし、市町村がこの法律に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において個人番号を利用する場合や、個人番号を利用している事務において、庁

内同一機関、例えば税務課と住民課等で、個人番号をその内容に含む個人情報の連携を行う場合は、条例を定める必要があります。また、庁内他機関、例えば町長部局と教育委員会との間で、特定個人情報の連携を行う場合も、条例を定める必要があります。

このようなことから、マイナンバー制度のメリットを高め、本町においても個人番号を利用した情報の連携を可能とするため、今回、番号法の施行に合わせて条例を制定するものであります。

議案第103号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、同法による改正について、地方税法施行規則の一部を改正する省令が9月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、番号制度関係として、町が納税義務者、特別徴収義務者に対して行う納付・納入通知には、原則として個人番号または法人番号を付さない事から、法人番号の記載部分を削除するものであります。

議案第104号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、番号制度関係として、町が納税義務者から申告、申請を受ける手続には、原則として個人番号または法人番号の記載を求めることから、国民健康保険税の減免申請において、本人確認を必要とするため、個人番号の規定の整備を行うものであります。

議案第105号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、番号制度関係として、町が納税義務者、特別徴収義務者から申告、申請を受ける手続には、原則として個人番号の記載を求めることから、保険料の徴収猶予並びに保険料の減免申請において本人確認を必要とするため、個人番号の規定の整備を行うものであります。

議案第106号は、有田川町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行され、共済年金と厚生年金が統合されることに伴い、条文中の地方公務員等共済組合法の文言を厚生年金保険法に改正するものであります。

議案第107号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、平成24年に成立した被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の主要部分については、平成27年10月に施行することとされており、同法の施行に伴い、有田川町消防団員等公務災害補償条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、改正を行うものであります。

議案第108号は、有田川町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、同法の執行期限が平成33年3月31日まで5年間延期されたことに伴い、有田川町過疎地域自立促進計画を変更する必要が生じたので、同法第6条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第109号は、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字三田664番地1、有田川町農林産物加工直売施設あらぎの里の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字三田664番地1、清水町農林産物加工直売組合を選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第110号は、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字金屋322番地1、有田川町農林水産物直売食材供給施設明恵ふるさと館の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字金屋322番地1、かなや農林産物加工直売組合を選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第111号は、有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字修理川261番地1、有田川町林業活性化センターの指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字修理川、修理川区を選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第112号は、有田川町生産物販売施設しらまの里の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字宇井苔213番地1、有田川町生産物販売施設しらまの里の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条

第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字宇井苔、宇井苔区を選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第113号は、有田川町健康管理センター、有田川町林業交流活性化センター、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町ふるさとふれあいの丘、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設及び有田川町山の家指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字清水1225番地4、有田川町健康管理センター、しみず温泉健康館、有田川町大字二川823番地、有田川町林業交流活性化センター、温泉健康館二川温泉、有田川町大字二川823番地、有田川町林業交流活性化センター、研修宿泊施設白馬、有田川町大字清水1225番地1、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、あさぎり本館、あさぎり別館、有田川町大字清水1225番地4、有田川町農林漁業体験実習館、別館泉水、有田川町大字清水607番地、有田川町ふるさとふれあいの丘、スポーツパーク、有田川町大字遠井31番地2、有田川町営キャンプ場、遠井キャンプ場、有田川町大字清水1075番地、有田川町野営場等林間休養施設、コテージ、有田川町大字清水1065番地、有田川町山の家やすけ、有田川町大字清水1078番地1、有田川町山の家左太夫の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字清水1224番地1、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社を選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第114号は、有田川町特別養護老人ホームしみず園の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字栗生710番地4、有田川町特別養護老人ホームしみず園の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字奥222番地1、社会福祉法人昭仁会双苑を選定したので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第115号は、平成26年度有田川町営二川小水力発電所建設工事の請負変更契約についてであります。

今回の変更は、平成26年9月18日に締結した有田川町営二川小水力発電所建設工事請負契約の契約金額を794万9,880円増額し、変更後の契約金額を2億5,310万9,880円としたいので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第116号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

教育委員会委員早田智代氏の任期が平成28年2月22日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で教育に関し識見を有する、有田川町大字二川742番地

堀内千佐子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中山 進）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、10時40分から全員協議会を開催いたします。

~~~~~

休憩 10時23分

再開 14時50分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第24、議案第67号から、日程第39、議案第82号までの16件を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第24、議案第67号から、日程第39、議案第82号までの16件を先に審議することに決定しました。

日程第24、議案第67号から、日程第39、議案第82号までの16件について、第3回定例会第1日目において、決算審査特別委員会に付託されております。委員長より審査の経過及び経過について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、橋爪弘典君。

○決算審査特別委員会委員長（橋爪弘典）

決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会において審査しました案件は、平成27年第3回定例会で付託されました議案第67号から議案第82号までの一般会計、及び各特別会計の決算認定を求めることについての16件であります。

はじめに、委員会の審査手順について説明いたします。これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を11月2日、4日の両日にわたって開催し、執行部関係部の部長、課長及び担当者出席を得て、平成26年度の課別目標管理シート及び主要施策の成果報告書を中心に、必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、審査時において委員会として、提出を求めた資料については、皆様に配付済みであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断基準については、先の第3回定例会において報告され、承認されているところであります。

それでは個別の内容について、御説明いたします。最初に、総務政策部長より平成26年度の目標及び成果について報告を受け、続いて、企画財政課長及び担当者から、全体的な決算の概要について説明を受けました。その説明によると、当町の平成26年度における経常収支比率は88.6%で、全国平均の90.3%を下回っているものの、前年度と比較して1.2ポイントの上昇となっており、財政硬直化が進展していることが伺われます。要因としては、自治体運営にかかる恒常的経費の固定化が進んでいることや、普通地方交付税が前年度に比し、約1億9,000万円余りも減額となったためであり、一層の合理化推進及び、今後も減少の一途をたどる普通交付税にかわる安定的な経常一般財源の確保、また真に必要とされる事業の取捨選択が重要であるということでありました。

続いて、各課からの説明に対する主な質疑項目について申し上げます。企画財政課の所管では、平成33年度には普通交付税が大幅に減額となるが、健全な財政運営は望めるのかとただしたところ、大型事業の実施については財政面での不安はあるが、財政調整基金等の積み立てを行っているので、通常運営については大丈夫であるという説明でありました。

総務課の所管については、決算書101ページに記載されている地上デジタルテレビ視聴設備管理委託について、現在の加入件数や今後の維持管理見通しをただしたのに対し、テレビは生活必需品であることから、加入者にも利用料を負担していただき、行政とのバランスをとった負担割合で維持していきたいという説明でありました。

税務課の所管については、和歌山地方税回収機構が実施している事業の効果や回収額、また差し押さえの状況についてただし、有田川町からの依頼分は単年度63%の回収で、金額にして682万円。差し押さえについては、町独自で93件実施し、前年度に比して約3倍の件数であるとの回答でありました。

住民課の所管では、一般会計のほか国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の説明が行われ、国民健康保険税課税基礎の1つである資産割を廃止した場合、どのような影響があるのかとただしたところ、必要な歳出を賄うためには他の所得割を増額しなければならないため、慎重な対応が必要であるという回答が文書により

提出されました。

建設課関係では、町営住宅の下水道接続に関して、入居者の費用負担の有無、建設年度の古い清水地域の住宅の見通し及び全体の家賃の状況についてただしたところ、下水道への接続は町費負担。老朽化した清水地域の住宅は、全員退去後に撤去を行う。また、家賃については法に基づいているため、住宅の建設年度や入居者の所得により、一律ではなく個々の世帯で違うという回答でした。

環境衛生課関係では、決算書153ページに記載の二川小水力発電所建設工事が実施されておりますが、その発電方法や機器耐用年数などをただし、1秒間700リットルの放流水を利用して通年発電を行い、耐用年数は法定上は20年だが、実際は70年から80年は使えるという回答でありました。また、二川ダム施設利用に関する協定書について提出を求めました。

下水道課関係では、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業、公共下水道事業各特別会計の説明がなされた後、質疑を行い、各排水事業の利点や、使用者の利得についてただしたところ、家屋密集地では集中処理型、点在地では合併浄化槽の方が効率的であるが、使用者の費用負担については、諸所の費用を合算するとほとんど変わらないという回答でありました。

水道課関係では、簡易水道事業特別会計について説明を受け、決算書411ページの修繕料が、1,900万円を超える額になっているとただしたところ、電動弁など特殊な部品を交換したためであるという回答であり、その他に5年後の人口動態を考慮した給水計画、過疎化の著しい地域で、自主管理されている飲料水供給施設への支援策等について説明を受けました。

消防本部の所管に対しては、住宅用火災警報器の設置推進、消防設備の充足状況、ヘリポートの充実度、救急車の過剰利用などをただしたのに対し、警報器は設置指導は行っているが数値化した目標は定めていないこと、人材は3年で目標に達するが、装備関係では、はしご車が不足していること、ヘリポートは21カ所あるが舗装されていないところは実際の運用が難しいこと、救急車の過剰利用は4割程度が軽易な傷病と想定されるということでありました。

こども教育課の所管では、幼児から中学生までの各種子育て支援及び教育施策の説明を受けた後に質疑を行い、保育所待機児童の有無、決算書137ページの病児・病後児保育委託の各町分担割合、同143ページの保育所調理業務の委託の不明な点や疑問点などをただしたところ、待機児童は発生していない、病児保育は町ごとの人数はわかるが、分担金については人口割と利用者割で算定するため他町分は不明である、保育所調理業務は、単に金額面で決めるのではなく、公募型提案方式によって安心安全な運営体制や、個別児童への対策などを見きわめ、決定していきたいということでありました。委員からは食にかかわる重大な事項であるため、今後も慎重な対応を強く求めました。

社会教育課の所管では、決算書131ページ記載の男女共同参画推進について具体的な取り組み事例、他に小さな駅美術館の費用対効果、海外研修に派遣する生徒の選考方法や時期等の諸問題、またそれに関連した町民ツアーの内容等をただしたところ、男女共同参画については研究集会を開催、駅美術館は効果が見えにくいので工夫していきたい、海外研修に関しては本人への面接、作文、学校の評価などを参考に選定しており、学業に影響のない現在の時期をずらすことは難しい。町民ツアーは公募補助事業として実施し、民間レベルの交流が深まることを期待しているとの回答でありました。

委員からは、海外研修を惰性で実施していないか、学業とスポーツの両面に励む生徒への配慮や、今後の方向性などについて意見を述べたものの明確な回答が得られなかったため、この事業については課題が残されていると感じたところであります。

産業課の所管では、決算書169ページ記載の有害鳥獣捕獲報償費に関連し、報償単価の郡内統一や捕獲者の養成、また、同171ページ記載の中山間地域直接支払制度交付金で対象となる事業範囲等をただしたのに対し、有害獣捕獲に関して単価の統一はなされていないこと、町界を越えた広域捕獲は制度化されていないこと、銃器所持規制が厳しいため、後継者の養成も遅々として進まないことなどが回答されました。また、中山間地域直接支払制度は、農地を保全する制度であるため申請時に農用地の範囲を定めており、その範囲内であれば水路保全は補助対象となるとのことであります。

また、その他に間伐材対策、町の主要産物であるミカン対策、新規就農事業、農業委員会制度の改革などについて質疑を行いました。

地籍調査課の所管では、平成27年4月から金屋庁舎へ業務を集約したことや、平成26年度に実施した直営事業と委託事業の件数及び調査面積の報告を受けました。委員からは閲覧率60%の根拠、全地域完了時期の見込みなどについて質問を行ったところ、閲覧率は、遠方の土地所有者を考慮している。町内全地域完了は希望として、9年から10年を見込んでいるが、平成28年度からは要望に対して、国の補助金が満額つかない方向であることが示されました。

商工観光課の所管では、一般会計とかなや明恵峡温泉特別会計についての説明を受け、主要施策の成果212ページにも記載されておりますが、かなや明恵峡温泉入湯者が、平成25年度と比較して4,593人減少しているということでありました。

質疑では、有田川町への観光客数、指定管理者間の連携、観光施設巡回バスの現況などをただしたところ、観光実態調査によると観光客数は81万6,404人。指定管理者はお互いに協力するように指導していきたい、巡回バスは1台のみがふだん運行しており、利用者は少しずつ減少傾向にあることや、動いていない1台は委託業者で管理してもらっていることという回答でありました。また、特定の事業者が利益を得るのではなく、地域全体が活性化するような観光行政の実施を要望いたしました。

長寿支援課の所管については、一般会計のほか特別養護老人ホーム等特別会計の内容説明があり、あんしんシステムの詳細となぎ園への入所状況についてただしたところ、あんしんシステムはひとり暮らし老人世帯へ409台設置しており、充足状況にあるという説明でありました。また、郡内他町に比べて、なぎ園への入所が少ないのは、他の施設で受け入れてもらっているためであり、今後はなぎ園入所も進めていきたいということでありました。なお、町内老人クラブの状況については、資料を提出していただいております。

健康推進課の所管では、主要施策の成果84ページに記載の妊婦支援について、定期健診だけでなく費用がかかるエコー検査も支援の対象としてほしいということを要望したところ、検討していきたいということでありました。また、乳幼児健康診査についても、受診率が100%に達していない理由を尋ねるとともに、健診漏れがないように対策を講じていただくよう要請いたしました。

やすらぎ福祉課の所管では、有田川町の概要、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の実績、出生届提出時のパンフレットが提出され、その数値などをもとに質疑が行われました。その中でも、日中一時支援事業、生活保護世帯の動向については、さらに詳しい資料が提出されています。

以上、2日間にわたる委員会で協議の結果、議案第67号から議案第82号については、賛成多数で認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしく、御審議のほど、適切な御決定をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（中山 進）

以上、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第24 議案第67号……………

○議長（中山 進）

日程第24、議案第67号、平成26年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第67号について、反対の立場から討論を行います。まず、町が支払う消費税負担が約4億5,000万円にもなります。地方消費税交付金を差し引いても、約2億円の負担増となります。第2次集中改革プランによる計画を進めています。

人件費の削減や使用料、手数料の増額、施設の統廃合などの計画を進めています。

非常勤職員報酬と臨時雇い賃金で約2億4,470万8,000円になります。正規職員の削減計画で業務が回らず、非常勤などでの対応をせざるを得ない状態になっています。非常勤職員報酬は1億3,786万7,000円ですが、そのうち保育士が約1億790万円となり、非常勤職員の79%が保育士となっているのが問題です。

そして、町道の維持、修繕費が削減されたので、各区の要望になかなか応えられていないのが現状です。就学援助の中でクラブ活動費分も交付税算入になっていますが、現在のところ我が町では出していません。対象者は90人前後ですから出すべきであります。生活扶助基準の引き下げにより、さまざまな福祉制度の基準も下がり、対象から外れたり、負担増がふえたりしています。

議員報酬を21万5,000円から23万円に引き上げました。副議長で23万円から25万円、議長で28万円5,000円から30万円に上げました。期末手当もこのことによって税引き前で61万4,900円から、65万7,800円、副議長で65万7,800円から、71万5,000円に、議長で81万5,100円から85万8,000円となりました。また、3人の特別職の給料が減額されていましたが、元へ戻したため、3人で月額7万円5,000円のアップとなっています。

マイナンバー法に伴う例規整備業務委託をしています。

周産期医療ネットワーク協議会があるように、1市3町の広域で医師を確保できる体制を早急につくるべきであります。

町民の要望を反映したものも多くありますが、以上の理由により反対の討論とさせていただきます。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第25 議案第68号……………

○議長（中山 進）

日程第25、議案第68号、平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入

歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第68号について、反対の立場から討論を行います。

当初予算で約1億501万円の基金を使うようになっていましたが、決算額では全額出さず、元へ戻しています。繰越金は6,400万円、予備費は当初で700万円だったのが、決算額で5,309万円と出ていますが、最終的に全額、不用額にしています。これは被保険者数の減少や、健診などの努力で医療費は全体として見ると大きく伸びていないことのあらわれです。個々の被保険者世帯の7割、5割、2割軽減世帯数は2,501世帯で、全世帯の55%も占めています。自営業者や国民年金受給者が多く占めていることのあらわれです。国保限度額が77万円から81万円に引き上がりました。限度額を引き上げると、その負担は加入者全員にも及ぶこととなります。余剰金が出ても、基金などへ積み立てるため、基金がふえる一方で、基金が5億2,982万6,000円になっています。平均、被保険者1人当たりで約5万円7,000円にもなります。基金を使い、年収と軽減世帯を考えて、国保税を1世帯1万円の引き下げをするべきであります。国庫支出金が歳出全体の26%しかありません。国保税を引き上げなければならない状態になった直接の原因は、従来あった45%からの引き下げを行ったためであります。国へ元に戻すよう働きかけるべきであります。

以上の理由で反対の討論といたします。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第26 議案第69号……………

○議長（中山 進）

日程第26、議案第69号、平成26年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第27 議案第70号……………

○議長（中山 進）

日程第27、議案第70号、平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第70号について反対の立場から討論を行います。

この医療制度は75歳以上という年齢の方だけを対象にした制度であることが問題であります。後期高齢者で9割軽減者が2,125人。全体の43%。8.5割軽減者が1,021人で21%。この2つで64%にもなります。これに5割、2割軽減者を含めると、軽減者は全体の76%にもなってしまいます。軽減制度がなければ、

この医療保険制度がもたない構造を示しています。

こういう状況があるのに、毎回、改定時に保険料を上げていくこととなります。今回、所得割を100分の8.28から100分の8.55に、均等割額を4万3,271円から4万4,730円に、平均686円の引き上げです。限度額を55万円から57万円に引き上げました。75歳以上の1人世帯で、年金200万円とすれば、保険料が9万8,700円から10万2,000円に上がりました。さらに人間ドックについては高齢者ということが前提にあって、予算の範囲内ということで、一部の方しか受けられないことになっています。

以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第28 議案第71号……………

○議長（中山 進）

日程第28、議案第71号、平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第71号について反対の立場から討論を行います。

今回は消費税増税の伴う負担増となっています。一般家庭用10立方メートルで1,470円から1,512円になりました。営業用10立方メートルで1,785円から1,836円に、分担金が20ミリメートルで21万円から21万6,000円に

なりました。基本水量以下が2,026軒で、メーター設置全体数を占める割合が50%にもなります。基本水量の見直しが必要だと考えます。

以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第29 議案第72号……………

○議長（中山 進）

日程第29、議案第72号、平成26年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第30 議案第73号……………

○議長（中山 進）

日程第30、議案第73号、平成26年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第31 議案第74号……………

○議長（中山 進）

日程第31、議案第74号、平成26年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第32 議案第75号……………

○議長（中山 進）

日程第32、議案第75号、平成26年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第33 議案第76号……………

○議長（中山 進）

日程第33、議案第76号、平成26年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第34 議案第77号……………

○議長（中山 進）

日程第34、議案第77号、平成26年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第77号について、反対の立場から討論を行います。

公共下水道事業の指定地域では、先行投資をどんどん進めていますから、予期せぬことも含め、事業費が当初の計画よりもかなりふくらんできます。その一方で、計画に見合う加入が進むのかが問題であります。農業集落排水事業などにはない、早期接続奨励金500万円を出してもなかなか進まないのが現状であります。全国の自治体を見ても収支がとれている自治体はありません。当町の資本的収支見通しでは、平成26年度で、5,729万5,000円の赤字、年々赤字が大きくなり、10年前後には3億円を超える赤字見通しとなっています。町の財政をしんどくさせる一般財源からの繰り入れや、利用者からの使用料等の引き上げでの対応となり、町民からすると負担増になっていきます。そして、今回の消費税増税に伴い、使用料が10立方メートルで1,260円から1,296円になりました。超過分1立方メートル当たり126円から129円になりました。

以上の理由で反対の討論といたします。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第35 議案第78号……………

○議長（中山 進）

日程第35、議案第78号、平成26年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第36 議案第79号……………

○議長（中山 進）

日程第36、議案第79号、平成26年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第37 議案第80号……………

○議長（中山 進）

日程第37、議案第80号、平成26年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計  
歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第38 議案第81号……………

○議長（中山 進）

日程第38、議案第81号、平成26年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。  
本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第39 議案第82号……………

○議長（中山 進）

日程第39、議案第82号、平成26年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計  
歳入歳出決算の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第98号から、日程第23、議案第116号まで、提案理由の説明  
だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、12月10日木曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 15時35分